

2020年 1月 16日

No. 509



山田 良平
3分間
税ミナール

ヤマダ総合公認会計士事務所

〒124-0012

東京都葛飾区立石1-12-11

TEL 3694-6091

FAX 3691-6680



大企業に対し研究開発税制等の適用要件を厳しく

昨年12月20日に閣議決定した令和2年度税制改正大綱では、大企業に対して積極的な投資や賃上げを促すため、租税特別措置である研究開発税制、所得拡大促進税制、接待飲食費の特例の適用要件を厳しく見直しています。大企業は、収益が拡大しているにもかかわらず賃上げも投資にも消極的なことから、内部留保、特に現預金が増加してきている現状を踏まえての措置です。

試験研究を行った場合の税額控除制度（研究開発税制）では、制度の適用を停止する措置を強化するとともに、その大企業の国内設備投資額が当期償却費総額の10%を超えることとの要件を、当期償却費総額の30%超にすると見直しをしています。

給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の税額控除制度（所得拡大促進税制）では、国内設備投資額が当期償却費総額の90%以上であることとの要件を、当期償却費総額の95%以上にすると見直しをしています。

接待飲食費に係る損金算入の特例では、資本金の額等が100億円を超える法人を特例対象から除外するとしています。接待飲食費の特例は、交際費等の額のうち飲食のために支出する費用の額の50%を損金算入できる措置で全法人が対象ながら当初は、大企業の交際費は全額損金不算入でしたが、経済活性化を図るため、飲食費に限る措置として平成26年度税制改正で創設されていました。しかし、今回の大綱によると、一部の企業では、この特例によって交際費が大きく変化している状況とは言えず、現預金の大幅な減少に寄与していないとしています。